

越前市奨学生の一部償還免除制度の実施について

越前市では、若い世代の定住化を促進し、地域の活性化を図ることを目的として、越前市奨学生の貸付を受けた人が、大学等を卒業後、市内に定住した場合に、奨学生の償還金の一部を免除する制度を平成27年度から実施しています。

1 一部償還免除の対象者

次の全てに該当する人が対象となります。

- (1) 越前市奨学生の貸付を受け、大学等を卒業後、奨学生の償還期間中である人
- (2) 基準日(毎年5月1日)から継続して越前市内に定住している人

※定住とは、市内又は近隣市町において就業した人又は起業した人が市内に住所を定めて暮らすことをいいます。

- (3) 越前市奨学生の償還金及び市税に滞納がない人

2 償還を免除される額

対象者が在学中に貸付を受けた奨学生に対して、償還計画に基づくその年度の償還額の2分の1以内の額が免除されます。

ただし、その年度の償還免除額は、貸付総額の20分の1の額を上限とします。

【償還免除額の計算例】

奨学生の種類		貸付期間	貸付金の限度額 (償還免除対象の限度額)	1年当たりの 償還免除(限度)額
高等学校	国立・公立	3年	324,000円	16,200円
	私立	3年	432,000円	21,600円
高等専門学校		1～5学年	804,000円	40,200円
短期大学		2年	480,000円	24,000円
大学	自宅通学	4年	960,000円	48,000円
	自宅通学以外	4年	1,440,000円	72,000円

(例)自宅以外からの通学の大学生(4年間の貸与総額144万円、1年据置10年償還)の場合、1年間当たりの償還すべき金額14万4千円の2分の1に相当する7万2千円がその年度の償還免除の限度額となります。また、一括償還や繰上償還を行った場合においても、その年度の免除額は、上記の限度額7万2千円を上限とします。

3 償還免除の手続について

償還の免除を受けようとする人は、越前市に償還免除の申請をしてください。

(1) 必要書類

- ・ 申請書「越前市奨学生一部償還免除申請書(様式第1号)」
- ・ 下記のうち、該当するいずれかの書類
 - ア 就業した人 事業主の発行する雇用証明書
 - イ 就業活動している人 就業活動している旨の誓約書
 - ウ 起業している人 これを証する書類

(2) 申請受付期間

9月1日から10月31日まで【必着】

(平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 償還免除の方法

越前市教育委員会で審査を行い、申請者へ決定等の結果を通知します。

償還免除決定後、年1回、12月の償還分で免除又は減額します。

(4)その他注意事項

償還免除は、免除の申請を行ったその年度の償還すべき債務に対してのみ適用されますので、引き続き越前市に定住している場合でも、毎年、免除の申請を行う必要があります。

【お問い合わせ・提出先】

〒915-8530

越前市府中一丁目 13-7

越前市教育委員会事務局 教育振興課

TEL 0778-22-7452

FAX 0778-22-7497